館山市農業委員会総会会議録

１．開催日時　　　令和２年９月８日（火）15時00分～16時00分

２．開催場所　　　館山市役所　本館２階会議室

３．出席委員　　　（９人）

会長	５番	脇田安保
会長職務代理者	１番	原　晴美
	２番	山田　滋
	３番	杉田恒雄
	４番	川名初江
	６番	石井康博
	７番	安西純夫
	８番	寺田哲雄
	９番	三上英男

４．議事録署名委員の指名

５．議事日程

議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
議案第２号　農地法第５条の規定による許可後の計画変更承認申請について
議案第３号　農地法第５条の規定による許可申請について
議案第４号　農用地利用集積計画の決定について

報告事項　第１号　農地移動適正化あっせんの申し出について
報告事項　第２号　農地法第18条第６項の規定による合意解約について

６．農業委員会事務局職員

事務局長	網城　修
主幹・農地係長	石井 良市
主任主事	杉田 岳彦
主任主事	池畑 聡哉

7．会議概要

議　　長

ただ今から、令和2年第9回館山市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は9名です。よって総会は成立することを宣言いたします。

なお、会議規則第14条の規定により、委員会の会議を公開といたします。

次に館山市農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員について、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり。）

それでは、6番　石井委員、7番　安西委員　にお願いします。

なお、第5条申請に基づき、担当地区における現地調査を実施した農地利用最適化推進委員に、現地調査に基づく意見を述べてもらいます。

これから議事に入りますが、質問等ある委員は挙手して議席番号を言ってから簡潔明瞭にお願いします。

なお、携帯電話はマナーモードでお願いします。

はじめに、議事日程第1　議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

資料の1ページから2ページ、整理番号1から2について審議します。

それでは、事務局より説明をお願いします。

主任主事

整理番号1　所在地は 藤原 長尾659番外8筆、登記地目、現況地目共に田が770㎡、畑が5,792㎡、合計面積6,562㎡で、相続人不存在の財産のため、家庭裁判所の審判に係る売買による所有権移転の案件です。

譲受人は南房総市市部にお住まいの64歳の方です。

事由としては、譲受人は該当農地を取得して、観葉植物等を栽培し農業経営の拡大をはかります。

整理番号2　所在地は 洲崎 向山293番外7筆、登記地目、現況地目共に田が132㎡、畑が474㎡、合計面積606㎡の贈与による所有権移転の案件です。

譲渡人は市内洲崎にお住まいの88歳の方、譲受人は市内洲崎にお住まいの66歳の方で、義理の親子です。

事由としては、譲渡人は高齢で耕作及び農地管理が困難なため、義理の息子である譲受人に譲り渡します。

譲受人は父と共に農業経営をしていましたが、父から水稲や花卉の

栽培地として取得し、本格的に農業経営を行います。
なお、本件については、先行して7月の委員会で同様に許可を得ており、残りの農地についても取得するということです。

申請書等に記載の内容が当該基準に適合するかどうか検討した結果を説明します。
全ての案件において、まず、第2項第1号関係では、申請書により、機械、労働力、技術面において、取得後、耕作することが見込めますので、該当しません。
次に、第2項第4号関係では、申請書から従事日数は150日を超えており、該当しません。
第2項第5号関係では、下限面積の10a要件については、クリアしており、該当しません。
また、第2項第7号関係では、申請地域は面的にまとまったかたちで利用されている地域で、その利用にあたり、支障となるようなことは認められず、該当しません。
なお、整理番号1の案件については、市外の方ですので、居住地の農業委員会による「農業経営の実態証明」にて確認しております。

議　長　　説明が終わりました。
質問、意見等ございますか。

その他に質問、意見等ございますか。

質問、意見等無いようですのでお諮りいたします。
事務局説明のとおり、「許可」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。
（挙手全員）

許可とする者全員と認め、「許可」と決定いたします。

つづきまして、議事日程第2、議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について」を議題とします。
資料の3ページ、整理番号1～2について審議します。
事務局より説明をお願いします。

主任主事　　整理番号1～2は同一の申請者ですので、一括して説明します。
所在地は 竹原 下田辺3012番他2筆、登記地目、現況地目共に田で、合計面積は5.635㎡です。
申請人は貸し人が南房総市の法人、借人は横浜市の法人です。
令和元年に申請人が 農地造成の許可を取りましたが、土の手配が間に合わず、再生土から建設残土に変更したため、工事期間の延長及

び土の発生元を変更するものです。

議　　長　説明が終わりました。

整理番号１及び２については、埋立土を建設残土に変更し、工事期間を延長するものです。
４番委員、ご意見等ございますか。

４番委員　現地を見てきましたが、問題無いと思います。

議　　長　担当の推進委員、ご意見等ございますか。

推進委員　現地を見てきましたが、問題無いと思います。

議　　長　その他の農業委員で、質問、意見等ございますか。

９番委員　建設残土に変更とのことだが、建設残土は良質な土とは言えないものも多く、認めるべきでなないのではないでしょうか。

主任主事　本件は市の残土条例により、許可申請がされており、発生元等の確認により問題ない土と考えられます。

議長　その他の農業委員で、質問、意見等ございますか。

質問、意見等無いようですので、一括してお諮りいたします。
事務局説明のとおり、「許可相当」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。
（挙手全員）

許可相当とする者全員と認め、「許可相当」と決定いたします。

つづきまして、議事日程第３　議案第３号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題とします。
資料の４ページ、整理番号１から５について審議します。
事務局より説明をお願いします。

主任主事　整理番号１　所在地は 沼 西ノ浜 802 番 1、登記地目、田、現況地目は畑で、面積は 225 ㎡です。
申請人は市内大賀にお住まいの方です。
転用の事由及び施設は、現在、官舎で生活しているが、子の成長に伴い手狭となってきたため、申請地に新たな住居を建築し転居したいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は都市計画法の用途区域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。
農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和2年10月20日から工事着手し、令和3年3月20日に完成になっていますので、該当しないと考えられます。

整理番号2　所在地は 竹原 西ノ崎864番3、登記地目、現況地目共に畑で、面積は840㎡です。
申請人は市内那古の方です。
転用の事由及び施設は、申請人は隣地で金属加工業を営んでおり、運搬用トラックが1日に最大6回程度稼働しているが、敷地が狭く安全性が低いので、申請地を取得して安全性を高めます。
農地の区分について説明します。この農地は集団的に存在している農地の区域にある農地で第1種農地と判断されます。
第1種農地は原則、転用することができない農地ですが、例外として隣接地を拡大する場合で、転用する農地が隣地の面積の1/2以下の場合は許可できることとなっており、隣地の面積は2,097㎡あり、申請地は1/2以下ですので、例外に該当します。
農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和2年10月1日工事着手し、令和2年12月末日に完成になっていますので、該当しないと考えられます。

整理番号3から5は同一事業ですので、併せて説明します。　所在地は 那古 和ラ田366番外2筆、登記地目、現況地目共に田で、合計面積は1503㎡です。
申請人は船橋市の法人です。
転用の事由及び施設は、安定した事業収益と再生可能エネルギー事業を通して温暖化対策に貢献するため、太陽光発電所を建設します。
農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第2種農地と判断されます。
農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和2年12月1日に工事着手し、令和3年5月31日に完成になっていますので、該当しないと考えられます。

また、全ての案件について、農地法第5条第2項第3号による必要な資力及び信用の有無については、申請者の残高証明書が添付されており、有りと判断します。
農地法第5条第2項第4号の周辺農地への営農条件への支障につ

	いては、現地確認した結果、該当なしと判断します。
議　　長	説明が終わりました。 整理番号 1 については、専用住宅を建設するための申請になります。 7 番委員、ご意見等ございますか。
7 番委員	現地確認しましたが、別に問題無いと思います。
議　　長	該当地区の推進委員、意見等ございますか。
推進委員	現地確認しましたが、別に問題無いと思います。
議　　長	整理番号 2 については、資材置場、駐車場を建設するための申請になります。 4 番委員、ご意見等ございますか。
4 番委員	現地確認しましたが、奥の田へ行く道がなくなってしまいますが、そのへんはどうなっていますか。
主任主事	奥の田も譲渡人の田ですが、申請書では、進入路はなくなってしまいます。
4 番委員	同じ所有者でも通れないのは問題があります。今回は許可せず、通れるような申請内容にして、再度申請してもらってはいかかでしょうか
議　　長	該当地区の推進委員、意見等ございますか。
推進委員	4 番委員と同じ意見です。
議　　長	整理番号 3～5 については、太陽光発電設備建設のための申請になります。 2 番委員、ご意見等ございますか。
2 番委員	現地確認しましたが、別に問題無いと思います。
議　　長	該当地区の推進委員、意見等ございますか。
推進委員	現地確認しましたが、別に問題無いと思います。

議　　長	その他の農業委員で、質問、意見等ございますか。 質問、意見等無いようですので、お諮りいたします。 整理番号 1 及び 3～5 について事務局説明のとおり、「許可相当」、整理番号 2 については、「許可相当」とせず進入路を設けるよう修正後、再度申請してもらうと決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。 （挙手全員） 整理番号 1 及び 3～5 について事務局説明のとおり、「許可相当」、整理番号 2 については、「許可相当」とせず進入路を設けるよう修正後、再度申請してもらうことする者全員と認め、整理番号 1 及び 3～5 について事務局説明のとおり、「許可相当」、整理番号 2 については、「許可相当」とせず進入路を設けるよう修正後、再度申請してもらうことと決定いたします。 つづきまして、議事日程第 4 議案第 4 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。 資料の 5 ページから 10 ページ、整理番号 1 から 78 について、審議します。そのうち、はじめに整理番号 22 から 27 について審議します。 これらの案件は、8 番委員に関係する案件です。農業委員会法第 31 条の規定による、議事参与の制限に当たりますので、この案件の審議開始から終了まで 8 番委員には退席をお願いします。 8 番委員退席により、暫時休憩とします。 （8 番委員退席） 休憩前に引き続き、会議を再開します。 事務局より、説明をお願いします。
主任主事	整理番号　22　所在地は、藤原　中瀬　577 番　地目は田で、面積 429 ㎡の案件です。権利内容は使用貸借権の設定です。貸付者は藤原にお住まいの方、借受者も藤原の方です。設定の始期は令和 2 年 10 月 1 日から、終期は令和 7 年 9 月 30 日までの 5 年間で、新規設定となります。 整理番号　23　所在地は、藤原　中瀬　540 番　外 3 筆　地目は田で、合計面積 2, 180 ㎡の案件です。権利内容は使用貸借権の設定です。貸付者は藤原にお住まいの方、借受者も藤原の方です。設定の始期は令和 2 年 10 月 1 日から、終期は令和 7 年 9 月 30 日までの 5 年間で、新規設定となります。

整理番号　24　所在地は、藤原　中瀬　531 番　外 6 筆　地目は田で、合計面積 3,154 ㎡の案件です。権利内容は使用貸借権の設定です。貸付者は藤原にお住まいの方、借受者も藤原の方です。設定の始期は令和 2 年 10 月 1 日から、終期は令和 7 年 9 月 30 日までの 5 年間で、新規設定となります。

整理番号　25　所在地は、藤原　中瀬　532 番　外 5 筆　地目は田で、合計面積 3,355 ㎡の案件です。権利内容は使用貸借権の設定です。貸付者は藤原にお住まいの方、借受者も藤原の方です。設定の始期は令和 2 年 10 月 1 日から、終期は令和 7 年 9 月 30 日までの 5 年間で、新規設定となります。

整理番号　26　所在地は、藤原　中瀬　556 番　外 2 筆　地目は田で、合計面積 2,270 ㎡の案件です。権利内容は使用貸借権の設定です。貸付者は藤原にお住まいの方、借受者も藤原の方です。設定の始期は令和 2 年 10 月 1 日から、終期は令和 7 年 9 月 30 日までの 5 年間で、新規設定となります。

整理番号　27　所在地は、藤原　大筆　506 番　外 2 筆　地目は田で、合計面積 2,269 ㎡の案件です。権利内容は賃貸借権の設定で、賃料は 1 等米 60kg です。貸付者は藤原にお住まいの方、借受者も藤原の方です。設定の始期は令和 2 年 10 月 1 日から、終期は令和 5 年 9 月 30 日までの 3 年間で、新規設定となります。

以上 6 案件、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件については、満たしていると考えます。

議　長　　説明が終わりました。質問、意見等ございますか。

質問等無いようですので、一括してお諮りいたします。
事務局説明のとおり、計画どおり決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の方は、挙手を願います。
（挙手全員）

承認する者全員と認め、農用地利用集積計画を「承認」いたします。
8 番委員の入室により、暫時休憩とします。

（8 番委員着席）

休憩前に引き続き会議を再開します。
残りの案件について審議します。
事務局より説明をお願いします。

主任主事	整理番号１　所在地は、正木 新田 4525 番 地目は田で、面積 2,262 ㎡の案件です。権利内容は賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ１等米 60kg です。貸付者は正木にお住まいの方、借受者も正木の方です。設定の始期は令和２年 10 月１日から、終期は令和７年９月 30 日までの５年間で、再設定となります。 整理番号２　所在地は、神余 栗ノ前 2779 番１ 地目は田で、面積 1,917 ㎡の案件です。権利内容は賃貸借権の設定で、賃料は１等米 150kg です。貸付者は神余にお住まいの方、借受者も神余の方です。設定の始期は令和２年 10 月１日から、終期は令和４年９月 30 日までの２年間で、再設定となります。 整理番号３　所在地は、佐野 島田 62 番 地目は田で、面積 624 ㎡の案件です。権利内容は使用貸借権の設定です。貸付者は佐野にお住まいの方、借受者も佐野の方です。設定の始期は令和２年 10 月１日から、終期は令和７年９月 30 日までの５年間で、新規設定となります。 整理番号４　所在地は、佐野 芝下 602 番 地目は田で、面積 2,476 ㎡の案件です。権利内容は賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ米 120kg です。貸付者は佐野にお住まいの方、借受者も佐野の方です。設定の始期は令和２年 10 月１日から、終期は令和７年９月 30 日までの５年間で、新規設定となります。 整理番号５　所在地は、佐野 中入 259 番 地目は田で、面積 1,477 ㎡の案件です。権利内容は賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ米 60kg です。貸付者は佐野にお住まいの方、借受者も佐野の方です。設定の始期は令和２年 10 月１日から、終期は令和７年９月 30 日までの５年間で、新規設定となります。 整理番号６　所在地は、佐野 島田 47 番 地目は田で、面積 968 ㎡の案件です。権利内容は使用貸借権の設定です。貸付者は佐野にお住まいの方、借受者も佐野の方です。設定の始期は令和２年 10 月１日から、終期は令和７年９月 30 日までの５年間で、新規設定となります。 整理番号７　所在地は、坂井 平砂浦 455 番３ 地目は畑で、面積 971 ㎡の案件です。権利内容は賃貸借権の設定で、賃料は 20,000 円です。貸付者は千葉市にお住まいの方、借受者は坂井の方です。設定の始期は令和２年 10 月１日から、終期は令和７年９月 30 日までの 20 年間で、新規設定となります。

整理番号 8　所在地は、佐野 郷原 98番8 外2筆 地目は田で、合計面積4,091 ㎡の案件です。権利内容は使用貸借権の設定です。貸付者は佐野にお住まいの方、借受者も佐野の方です。設定の始期は令和2年10月1日から、終期は令和12年9月30日までの10年間で、新規設定となります。

整理番号 9　所在地は、佐野 島田 80番 地目は田で、面積932 ㎡の案件です。権利内容は使用貸借権の設定です。貸付者は佐野にお住まいの方、借受者も佐野の方です。設定の始期は令和2年10月1日から、終期は令和12年9月30日までの10年間で、新規設定となります。

整理番号 10　所在地は、佐野 島田 70番 地目は田で、面積869 ㎡の案件です。権利内容は使用貸借権の設定です。貸付者は佐野にお住まいの方、借受者も佐野の方です。設定の始期は令和2年10月1日から、終期は令和12年9月30日までの10年間で、新規設定となります。

整理番号 11　所在地は、佐野 沢 5番 外5筆 地目は田で、合計面積5,534 ㎡の案件です。権利内容は使用貸借権の設定です。貸付者は佐野にお住まいの方、借受者も佐野の方です。設定の始期は令和2年10月1日から、終期は令和12年9月30日までの10年間で、新規設定となります。

整理番号 12　所在地は、佐野 芝下 621番 地目は田で、面積2,089 ㎡の案件です。権利内容は使用貸借権の設定です。貸付者は佐野にお住まいの方、借受者も佐野の方です。設定の始期は令和2年10月1日から、終期は令和12年9月30日までの10年間で、新規設定となります。

整理番号 13　所在地は、佐野 南原 116番 地目は田で、面積1,123 ㎡の案件です。権利内容は使用貸借権の設定です。貸付者は佐野にお住まいの方、借受者も佐野の方です。設定の始期は令和2年10月1日から、終期は令和12年9月30日までの10年間で、新規設定となります。

整理番号 14　所在地は、佐野 下ノ作 278番 地目は田で、面積528 ㎡の案件です。権利内容は賃貸借権の設定で、賃料は6,000円です。貸付者は犬石にお住まいの方、借受者は佐野の方です。設定の始期は令和2年10月1日から、終期は令和12年9月30日までの10年間で、新規設定となります。

整理番号 15 所在地は、佐野 島田 89番 外2筆 地目は田で、合計面積4,052㎡の案件です。権利内容は使用貸借権の設定です。貸付者は佐野にお住まいの方、借受者も佐野の方です。設定の始期は令和2年10月1日から、終期は令和12年9月30日までの10年間で、新規設定となります。

整理番号 16 所在地は、佐野 押出 2184番 外1筆 地目は畑で、合計面積710㎡の案件です。権利内容は使用貸借権の設定です。貸付者は佐野にお住まいの方、借受者も佐野の方です。設定の始期は令和2年10月1日から、終期は令和12年9月30日までの10年間で、新規設定となります。

整理番号 17 所在地は、佐野 南原 121番1 地目は田で、面積2,776㎡の案件です。権利内容は使用貸借権の設定です。貸付者は佐野にお住まいの方、借受者も佐野の方です。設定の始期は令和2年10月1日から、終期は令和12年9月30日までの10年間で、新規設定となります。

整理番号 18 所在地は、佐野 島田 85番 地目は田で、面積1,831㎡の案件です。権利内容は使用貸借権の設定です。貸付者は佐野にお住まいの方、借受者も佐野の方です。設定の始期は令和2年10月1日から、終期は令和12年9月30日までの10年間で、新規設定となります。

整理番号 19 所在地は、大井 梶櫓 1865番1 地目は畑で、面積1,553㎡の案件です。権利内容は賃貸借権の設定で、賃料は10,000円です。貸付者は大井にお住まいの方、借受者も大井の方です。設定の始期は令和2年10月1日から、終期は令和12年9月30日までの10年間で、新規設定となります。

整理番号 20 所在地は、佐野 苗代場 192番 外1筆 地目は田で、合計面積2,492㎡の案件です。権利内容は使用貸借権の設定です。貸付者は佐野にお住まいの方、借受者も佐野の方です。設定の始期は令和2年10月1日から、終期は令和7年9月30日までの5年間で、新規設定となります。

整理番号 21 所在地は、洲宮 上浜田 287番 外7筆 地目は田で、合計面積5,954㎡の案件です。権利内容は使用貸借権の設定です。貸付者は洲宮にお住まいの方、借受者は茂名の方です。設定の始期は令和2年10月1日から、終期は令和12年9月30日までの10年間で、新規設定となります。

整理番号 28　所在地は、布沼 平砂浦 1209番30 外1筆 地目は畑で、合計面積974 ㎡の案件です。権利内容は使用貸借権の設定です。貸付者は布沼にお住まいの方、借受者も布沼の方です。設定の始期は令和2年10月1日から、終期は令和12年9月30日までの10年間で、新規設定となります。

整理番号 29　所在地は、布沼 亀山前原 982番 外1筆 地目は畑で、合計面積1,001 ㎡の案件です。権利内容は使用貸借権の設定です。貸付者は布沼にお住まいの方、借受者も布沼の方です。設定の始期は令和2年10月1日から、終期は令和12年9月30日までの10年間で、再設定となります。

整理番号 30　所在地は、布沼 亀山前原 981番 地目は畑で、面積317 ㎡の案件です。権利内容は使用貸借権の設定です。貸付者は布沼にお住まいの方、借受者も布沼の方です。設定の始期は令和2年10月1日から、終期は令和12年9月30日までの10年間で、新規設定となります。

整理番号 31　所在地は、洲宮 白岾 754番 外1筆 地目は田で、面積673 ㎡の案件です。権利内容は使用貸借権の設定です。貸付者は我孫子市にお住まいの方、借受者は洲宮の方です。設定の始期は令和2年10月1日から、終期は令和12年9月30日までの10年間で、新規設定となります。

整理番号 32　所在地は、布沼 サク 7番 外19筆 地目は田で、合計面積16,463.61 ㎡の案件です。権利内容は使用貸借権の設定です。貸付者は布沼にお住まいの方、借受者も布沼の方です。設定の始期は令和2年10月1日から、終期は令和12年9月30日までの10年間で、新規設定となります。

整理番号 33　所在地は、藤原 外原 774番3 外1筆 地目は田で、合計面積683 ㎡の案件です。権利内容は使用貸借権の設定です。貸付者は藤原にお住まいの方、借受者も藤原の方です。設定の始期は令和2年10月1日から、終期は令和7年9月30日までの5年間で、新規設定となります。

整理番号 34　所在地は、藤原 中瀬 601番 地目は田で、面積489 ㎡の案件です。権利内容は使用貸借権の設定です。貸付者は藤原にお住まいの方、借受者も藤原の方です。設定の始期は令和2年10月1日から、終期は令和7年9月30日までの5年間で、新規設定となります。

整理番号 35　所在地は、藤原 西原 1554番 外1筆 地目は畑で、合計面積829㎡の案件です。権利内容は使用貸借権の設定です。貸付者は藤原にお住まいの方、借受者も藤原の方です。設定の始期は令和2年10月1日から、終期は令和5年9月30日までの3年間で、新規設定となります。

整理番号 36　所在地は、藤原 稲荷前 735番 地目は畑で、面積995㎡の案件です。権利内容は使用貸借権の設定です。貸付者は藤原にお住まいの方、借受者も藤原の方です。設定の始期は令和2年10月1日から、終期は令和7年9月30日までの5年間で、新規設定となります。

整理番号 37　所在地は、藤原 外原 771番 外2筆 地目は田で、合計面積1,618㎡の案件です。権利内容は使用貸借権の設定です。貸付者は藤原にお住まいの方、借受者も藤原の方です。設定の始期は令和2年10月1日から、終期は令和7年9月30日までの5年間で、新規設定となります。

整理番号 38　所在地は、藤原 外原 811番 地目は田で、面積958㎡の案件です。権利内容は使用貸借権の設定です。貸付者は藤原にお住まいの方、借受者も藤原の方です。設定の始期は令和2年10月1日から、終期は令和7年9月30日までの5年間で、新規設定となります。

整理番号 39　所在地は、藤原 長尾 629番 外5筆 地目は田で、合計面積4,313㎡の案件です。権利内容は使用貸借権の設定です。貸付者は藤原にお住まいの方、借受者も藤原の方です。設定の始期は令和2年10月1日から、終期は令和7年9月30日までの5年間で、新規設定となります。

整理番号 40　所在地は、布沼 平砂浦 1210番54 地目は田で、面積674㎡の案件です。権利内容は使用貸借権の設定です。貸付者は坂井にお住まいの方、借受者は布沼の方です。設定の始期は令和2年10月1日から、終期は令和32年9月30日までの30年間で、新規設定となります。

整理番号 41　所在地は、坂井 平砂浦 457番3 外13筆 地目は畑で、合計面積12,460.68㎡の案件です。権利内容は使用貸借権の設定です。貸付者は布沼にお住まいの方、借受者も布沼の方です。設定の始期は令和2年10月1日から、終期は令和32年9月30日までの30年間で、新規設定となります。

整理番号 42　所在地は、洲宮 上浜田 221 番 外 6 筆 地目は田で、合計面積 3,363 ㎡の案件です。権利内容は使用貸借権の設定です。貸付者は布沼にお住まいの方、借受者は藤原の方です。設定の始期は令和 2 年 10 月 1 日から、終期は令和 12 年 9 月 30 日までの 10 年間で、新規設定となります。

整理番号 43　所在地は、藤原 外原 745 番 外 3 筆 地目は田で、合計面積 2,428 ㎡の案件です。権利内容は使用貸借権の設定です。貸付者は藤原にお住まいの方、借受者も藤原の方です。設定の始期は令和 2 年 10 月 1 日から、終期は令和 12 年 9 月 30 日までの 10 年間で、新規設定となります。

整理番号 44　所在地は、佐野 南原 112 番 地目は田で、面積 1,530 ㎡の案件です。権利内容は使用貸借権の設定です。貸付者は佐野にお住まいの方、借受者は藤原の方です。設定の始期は令和 2 年 10 月 1 日から、終期は令和 12 年 9 月 30 日までの 10 年間で、新規設定となります。

整理番号 45　所在地は、藤原 大筆 464 番 外 5 筆 地目は田で、合計面積 5,414 ㎡の案件です。権利内容は使用貸借権の設定です。貸付者は藤原にお住まいの方、借受者も藤原の方です。設定の始期は令和 2 年 10 月 1 日から、終期は令和 12 年 9 月 30 日までの 10 年間で、新規設定となります。

整理番号 46　所在地は、洲宮 田仲屋敷 157 番 1 外 1 筆 地目は田で、合計面積 2,204 ㎡の案件です。権利内容は使用貸借権の設定です。貸付者は布沼にお住まいの方、借受者は藤原の方です。設定の始期は令和 2 年 10 月 1 日から、終期は令和 12 年 9 月 30 日までの 10 年間で、新規設定となります。

整理番号 47　所在地は、布沼 根切 723 番 3 外 1 筆 地目は原野で、合計面積 1,626 ㎡の案件です。権利内容は使用貸借権の設定です。貸付者は布沼にお住まいの方、借受者も布沼の方です。設定の始期は令和 2 年 10 月 1 日から、終期は令和 12 年 9 月 30 日までの 10 年間で、新規設定となります。

整理番号 48　所在地は、佐野 沢 20 番 1 外 4 筆 地目は田で、合計面積 5,889 ㎡の案件です。権利内容は使用貸借権の設定です。貸付者は佐野にお住まいの方、借受者は藤原の方です。設定の始期は令和 2 年 10 月 1 日から、終期は令和 12 年 9 月 30 日までの 10 年間で、新規設定となります。

整理番号　49　所在地は、佐野 芝下　619 番 外 1 筆 地目は田で、合計面積 2,568 ㎡の案件です。権利内容は使用貸借権の設定です。貸付者は佐野にお住まいの方、借受者は藤原の方です。設定の始期は令和 2 年 10 月 1 日から、終期は令和 12 年 9 月 30 日までの 10 年間で、新規設定となります。

整理番号　50　所在地は、佐野 門前　221 番 外 4 筆 地目は田で、合計面積 2,322 ㎡の案件です。権利内容は使用貸借権の設定です。貸付者は佐野にお住まいの方、借受者は藤原の方です。設定の始期は令和 2 年 10 月 1 日から、終期は令和 12 年 9 月 30 日までの 10 年間で、新規設定となります。

整理番号　51　所在地は、佐野 藤原方　666 番 外 2 筆 地目は田で、合計面積 964 ㎡の案件です。権利内容は使用貸借権の設定です。貸付者は佐野にお住まいの方、借受者は藤原の方です。設定の始期は令和 2 年 10 月 1 日から、終期は令和 12 年 9 月 30 日までの 10 年間で、新規設定となります。

整理番号　52　所在地は、佐野 藤原方　687 番 1　外 1 筆 地目は田で、合計面積 736 ㎡の案件です。権利内容は使用貸借権の設定です。貸付者は佐野にお住まいの方、借受者は藤原の方です。設定の始期は令和 2 年 10 月 1 日から、終期は令和 12 年 9 月 30 日までの 10 年間で、新規設定となります。

整理番号　53　所在地は、佐野 芝中　594 番 2　地目は田で、面積 1,480 ㎡の案件です。権利内容は使用貸借権の設定です。貸付者は中里にお住まいの方、借受者は藤原の方です。設定の始期は令和 2 年 10 月 1 日から、終期は令和 12 年 9 月 30 日までの 10 年間で、新規設定となります。

整理番号　54　所在地は、布沼 平砂浦　1210 番 57　地目は畑で、面積 674 ㎡の案件です。権利内容は使用貸借権の設定です。貸付者は布沼にお住まいの方、借受者も布沼の方です。設定の始期は令和 2 年 10 月 1 日から、終期は令和 32 年 9 月 30 日までの 30 年間で、新規設定となります。

整理番号　55　所在地は、坂井 翁作　775 番 88　地目は原野で、面積 254 ㎡の案件です。権利内容は使用貸借権の設定です。貸付者は坂井にお住まいの方、借受者も坂井の方です。設定の始期は令和 2 年 10 月 1 日から、終期は令和 12 年 9 月 30 日までの 10 年間で、新規設定となります。

整理番号 56　所在地は、坂井 上ノ台 41番9 地目は畑で、面積175㎡の案件です。権利内容は使用貸借権の設定です。貸付者は坂井にお住まいの方、借受者も坂井の方です。設定の始期は令和2年10月1日から、終期は令和12年9月30日までの10年間で、新規設定となります。

整理番号 57　所在地は、藤原 中瀬 511番 地目は田で、面積542㎡の案件です。権利内容は使用貸借権の設定です。貸付者は藤原にお住まいの方、借受者も藤原の方です。設定の始期は令和2年10月1日から、終期は令和22年9月30日までの20年間で、新規設定となります。

整理番号 58　所在地は、藤原 西原 1516番 外1筆 地目は畑で、合計面積729㎡の案件です。権利内容は使用貸借権の設定です。貸付者は藤原にお住まいの方、借受者も藤原の方です。設定の始期は令和2年10月1日から、終期は令和22年9月30日までの20年間で、新規設定となります。

整理番号 59　所在地は、藤原 西原 1610番 外1筆 地目は畑で、合計面積958㎡の案件です。権利内容は使用貸借権の設定です。貸付者は藤原にお住まいの方、借受者も藤原の方です。設定の始期は令和2年10月1日から、終期は令和22年9月30日までの20年間で、新規設定となります。

整理番号 60　所在地は、藤原 西原 1573番 外1筆 地目は畑で、合計面積958㎡の案件です。権利内容は使用貸借権の設定です。貸付者は藤原にお住まいの方、借受者も藤原の方です。設定の始期は令和2年10月1日から、終期は令和22年9月30日までの20年間で、新規設定となります。

整理番号 61　所在地は、藤原 大筆 487番 外4筆 地目は田で、合計面積2,413㎡の案件です。権利内容は使用貸借権の設定です。貸付者は藤原にお住まいの方、借受者も藤原の方です。設定の始期は令和2年10月1日から、終期は令和22年9月30日までの20年間で、新規設定となります。

整理番号 62　所在地は、佐野 富士見台 39番 外1筆 地目は畑で、合計面積1,790㎡の案件です。権利内容は使用貸借権の設定です。貸付者は東京都にお住まいの方、借受者は佐野の方です。設定の始期は令和2年10月1日から、終期は令和7年9月30日までの5年間で、新規設定となります。

整理番号 63　所在地は、佐野 富士見台 36 番 外 1 筆 地目は田で、合計面積 2,409 ㎡の案件です。権利内容は使用貸借権の設定です。貸付者は佐野にお住まいの方、借受者も佐野の方です。設定の始期は令和 2 年 10 月 1 日から、終期は令和 7 年 9 月 30 日までの 5 年間で、新規設定となります。

整理番号 64　所在地は、佐野 下ノ作 262 番 外 1 筆 地目は田で、合計面積 2,670 ㎡の案件です。権利内容は使用貸借権の設定です。貸付者は犬石にお住まいの方、借受者は佐野の方です。設定の始期は令和 2 年 10 月 1 日から、終期は令和 7 年 9 月 30 日までの 5 年間で、新規設定となります。

整理番号 65　所在地は、佐野 岩見 2074 番 地目は田で、面積 988 ㎡の案件です。権利内容は使用貸借権の設定です。貸付者は佐野にお住まいの方、借受者も佐野の方です。設定の始期は令和 2 年 10 月 1 日から、終期は令和 7 年 9 月 30 日までの 5 年間で、新規設定となります。

整理番号 66　所在地は、佐野 沢 15 番 1 外 2 筆 地目は田で、合計面積 4,584 ㎡の案件です。権利内容は使用貸借権の設定です。貸付者は市川市にお住まいの方、借受者は佐野の方です。設定の始期は令和 2 年 10 月 1 日から、終期は令和 7 年 9 月 30 日までの 5 年間で、新規設定となります。

整理番号 67　所在地は、藤原 大筆 492 番 外 1 筆 地目は田で、合計面積 1,847 ㎡の案件です。権利内容は使用貸借権の設定です。貸付者は藤原にお住まいの方、借受者も藤原の方です。設定の始期は令和 2 年 10 月 1 日から、終期は令和 12 年 9 月 30 日までの 10 年間で、
新規設定となります。

整理番号 68　所在地は、佐野 袋町 343 番 外 2 筆 地目は田で、合計面積 2,603 ㎡の案件です。権利内容は使用貸借権の設定です。貸付者は藤原にお住まいの方、借受者も藤原の方です。設定の始期は令和 2 年 10 月 1 日から、終期は令和 7 年 9 月 30 日までの 5 年間で、新規設定となります。

整理番号 69　所在地は、佐野 袋町 354 番 地目は田で、面積 403 ㎡の案件です。権利内容は使用貸借権の設定です。貸付者は藤原にお住まいの方、借受者も藤原の方です。設定の始期は令和 2 年 10 月 1 日から、終期は令和 7 年 9 月 30 日までの 5 年間で、新規設定となります。

整理番号　70　所在地は、藤原 中瀬　569番 外3筆 地目は田で、合計面積 4,217 ㎡の案件です。権利内容は使用貸借権の設定です。貸付者は藤原にお住まいの方、借受者も藤原の方です。設定の始期は令和2年10月1日から、終期は令和12年9月30日までの10年間で、新規設定となります。

整理番号　71　所在地は、藤原 大筆　493番 外2筆 地目は田で、合計面積 1,813 ㎡の案件です。権利内容は使用貸借権の設定です。貸付者は藤原にお住まいの方、借受者も藤原の方です。設定の始期は令和2年10月1日から、終期は令和7年9月30日までの5年間で、新規設定となります。

整理番号　72　所在地は、藤原 大筆　484番 外2筆 地目は田で、合計面積 2,213 ㎡の案件です。権利内容は使用貸借権の設定です。貸付者は藤原にお住まいの方、借受者も藤原の方です。設定の始期は令和2年10月1日から、終期は令和12年9月30日までの10年間で、新規設定となります。

整理番号　73　所在地は、藤原 大筆　494番 外2筆 地目は田で、合計面積 1,882 ㎡の案件です。権利内容は使用貸借権の設定です。貸付者は藤原にお住まいの方、借受者も藤原の方です。設定の始期は令和2年10月1日から、終期は令和7年9月30日までの5年間で、新規設定となります。

整理番号　74　所在地は、藤原 大筆　495番 外4筆 地目は田で、合計面積 2,407 ㎡の案件です。権利内容は使用貸借権の設定です。貸付者は藤原にお住まいの方、借受者も藤原の方です。設定の始期は令和2年10月1日から、終期は令和12年9月30日までの10年間で、新規設定となります。

整理番号　75　所在地は、藤原 大筆　458番 外7筆 地目は田で、合計面積 3,834 ㎡の案件です。権利内容は使用貸借権の設定です。貸付者は藤原にお住まいの方、借受者も藤原の方です。設定の始期は令和2年10月1日から、終期は令和12年9月30日までの10年間で、新規設定となります。

整理番号　76　所在地は、藤原 長尾　649番 外5筆 地目は田で、合計面積 3,879 ㎡の案件です。権利内容は使用貸借権の設定です。貸付者は藤原にお住まいの方、借受者も藤原の方です。設定の始期は令和2年10月1日から、終期は令和12年9月30日までの10年間で、新規設定となります。

	整理番号 77　所在地は、布沼 平砂浦 1210番56 地目は田で、面積 674 ㎡の案件です。権利内容は使用貸借権の設定です。貸付者は布沼にお住まいの方、借受者は坂井の方です。設定の始期は令和 2 年10 月 1 日から、終期は令和 32 年 9 月 30 日までの 30 年間で、新規設定となります。 整理番号 78　所在地は、那古 辻ノ前 1722番1 地目は田で、面積1,040 ㎡の案件です。権利内容は使用貸借権の設定です。貸付者は正木にお住まいの方、借受者は公益社団法人　千葉県園芸協会です。設定の始期は令和 2 年 10 月 1 日から、終期は令和 7 年 9 月 30 日までの 5 年間で、新規設定となります。 以上 72 案件、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件については、満たしていると考えます。
議　　長	説明が終わりました。質問、意見等ございますか。 質問等無いようですので、一括してお諮りいたします。 事務局説明のとおり、計画どおり決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。 （挙手全員） 計画どおり決定とする者全員と認め、農用地利用集積計画を「承認」いたします。 つづきまして、報告事項第 1 号、「農地移動適正化あっせんの申し出」を報告します。 資料の 11 ページ、整理番号 1 について、事務局より説明をお願いします。
主任主事	整理番号 1　所在地は 薗 府内 82 番外 1 筆、地目は全て畑で、合計面積は 804 ㎡です。 申出者は市内薗にお住まいの方です。 申出理由は、体が不自由になり、農作業ができないため売却したいとのことです。
議　　長	説明のとおり、あっせんの申し出がありましたので、あっせん委員2 名を指名します。 あっせん委員については、担当地区の農地利用最適化推進委員にお願いすることになっております。 整理番号 1 については、九重地区ですので、小倉推進委員と北見推

	進委員にお願します。 なにか、不明な点はありますか。 無いようですので、第１号の報告を終わります。 つづきまして、報告事項第２号、「農地法第１８条第６項の規定による合意解約について」を報告します。 資料の12ページ、整理番号１から４について、事務局より説明をお願いします。
主任主事	整理番号１　所在地は、竹原 平田 3281番 外１筆 、地目は田で、合計面積1,999㎡につきまして、合意解約が成立したとのことです。解約理由は、貸付者より返還してほしいとの申し出があったためとのことです。 整理番号２　所在地は、山本 竹ノ下749番１ 、地目は田で、面積2,492㎡につきまして、合意解約が成立したとのことです。解約理由は、当該土地が水はけが悪く、食用菜花の栽培に適さなかったためとのことです。 整理番号３　所在地は、亀ヶ原 長生田 141番 外２筆 、地目は田で、合計面積3,837㎡につきまして、合意解約が成立したとのことです。解約理由は、契約条件について所有者と耕作者の両者で合意に至らなかったためとのことです。 整理番号４　所在地は、亀ヶ原 昭和 697番１ 外１筆 、地目は田で、合計面積2,124㎡につきまして、合意解約が成立したとのことです。解約理由は、契約条件について所有者と耕作者の両者で合意に至らなかったためとのことです。
議　　長	説明が終わりました。何か不明な点はありますか。 無いようですので、第２号の報告を終わります。 以上で、本日の議案等の審議は、全て終了しました。 つづきまして、事務局より連絡事項等についてお願いします。
主　　幹	10月の総会日程について、次回は10月７日（水）を予定しています。場所は、本館２階会議室で行います。
議　　長	以上で、第９回 館山市農業委員会総会を閉会いたします。 皆様、ご苦労様でした。

閉　会

16時00分

農業委員会等に関する法律第27条の規定により署名する。

館山市農業委員会会長　脇田安保

館山市農業委員会委員　石井康博

館山市農業委員会委員　安西純夫